

第十三條 職員若シ疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ出勤スルコト能ハサルトキハ迅速ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第四章 賞 罰

第十四條 主事ノ増減給ハ専務理事之ヲ行ヒ書記及雇員ニツキテハ専務理事ノ旨ヲ承ケテ給與規定ニ依リ主事之ヲ行ヒ雇員ニ付テハ給與規程ニ依リ主事之ヲ專行ス

第十五條 職員病氣其他ノ事故ニ因リ引續キ六十日以上執務セザルトキハ其後ノ俸給ヲ支給セズ引續キ缺勤百二十日ヲ超ユルトキハ解雇ス

但特別ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

第十六條 職員其ノ故意懈怠若ハ重過失ニ依リ本會ニ損害ヲ加ヘ又ハ規則ニ違反シ若ハ本會ノ體面ヲ汚ス所爲アリタルトキハ理事會ノ決議ニ因リ其損害ヲ賠償セシメ又ハ之ニ懲

戒處分ヲ加フルコトヲ得

懲戒ノ種類ハ罰責、減俸及免職トス

第十七條 本會職員ニシテ特ニ功勞アル者ニ對シテハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ表彰スルコトヲ得尙職務ヲ遂行スルニ當リ負傷シ若ハ死亡シタルトキハ情狀ニ應シ本人又ハ其ノ遺族ニ特別手當ヲ支給スルコトヲ得

第十八條 本會職員ニシテ滿二十年以上勤績シタル者ニハ理事會ノ決議ニ依リ特別退職手當ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本則ハ大正七年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス